

② 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

不動産取得税とは、不動産を取得したときにかかる県の税金です。

- ・土地や家屋を取得（売買、贈与、交換など）したとき
- ・家屋を建築（新築、増築、改築）したとき

※登記の有無、有償、無償の別は問いません。

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を税務課または、県税事務所に提出してください。

○納める額

税額＝不動産の価格（※1）×税率（※2）

※1 不動産の価格とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（固定資産評価額）をいいます。

※2 税率は、土地及び住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

○軽減措置

- ・宅地等については、固定資産評価額の2分の1の額を控除して税額を計算します。
- ・住宅や住宅用の土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減を受けることができます。

ア 取得した宅地等に住宅を新築した、又は既存住宅（中古住宅）を購入等した場合。

イ 住宅を新築、又は新築未使用住宅を購入した場合、既存住宅（中古住宅）を購入等した場合。

ウ 公共事業に土地、家屋を提供し、その代わりに不動産を取得した場合。

※これら以外にも、さまざまな軽減措置があります。詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 Tel 029-221-4820

③ 固定資産税に係る各種届出を提出してください

相続人代表者指定届

固定資産（土地、家屋）の所有者が亡くなった場合。

※固定資産の納税等の管理をしていただく方（相続人代表者）を相続人の中から決めていただき届の提出をお願いします。

納税管理人申告書

納税管理人の設定及び変更をする場合。または設定を解除する場合。

家屋補充課税台帳登録名義人申告書（未登記家屋異動届）

登記されていない家屋を売買、贈与、相続した場合。

家屋の滅失届

家屋を取り壊した場合。

※各種届出用紙は、税務課、各支所地域課に備え付けてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。（「税務関係申請書等」で検索）

問 税務課（内線 112）